

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

(届出先) 横浜市長

届出者 住所
氏名
(電話番号)

代理者 住所
名称等
(電話番号)

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更
- 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 横浜市 区
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²
建設 建築物の 建築又は 工作物の	(2) (イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)				
	(ロ) 設計の概要	届出部分	届出以外の部分	合計	
	(i) 敷地面積			m ²	
	(ii) 建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²	
	(iii) 延べ面積	m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)	
	(iv) 高さ 地盤面から m	(v) 用途			
(vi) 緑化施設の面積 m ²	(vii) 垣又はさくの構造				
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積 m ²	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途		
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				
(5) 木竹の伐採	伐採面積				m ²

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
 - (1) 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(iii)延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - (2) 当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(iii)延べ面積の合計欄(同欄中の()は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
- 5 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 6 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。

受付欄	
-----	--

地区計画等の区域内における行為の届出書について

～届出の手続き～

- 1 届出期間
工事着手の30日前までとなっています。なお、建築確認申請を伴う場合には、確認申請前に届出の手続きを行ってください。
- 2 届出の場所
下欄の担当課になります。2部提出してください。

～届出が必要な行為と添付図書～

次の図面を添付してください。また、図面には、「地区整備計画」の「建築物等に関する事項」に定められた制限内に適合している状況を明記してください。

	届出が必要な行為	添付図書
A	土地の区画形質の変更	<u>区域図</u> 及び <u>公共施設を表示する図面</u> 、 <u>設計図</u>
	建築物の新築、増築、改築、移転 (*1)	<u>位置図</u> 、 <u>配置図</u> 、 <u>緑化施設平面図</u> 及び <u>緑化施設適合証明通知書</u> (*5)、 <u>平面図</u> 、 <u>立面図</u> 、その他(*6)
	工作物の建設	<u>位置図</u> 、 <u>配置図</u> 、 <u>緑化施設平面図</u> (*5)、 <u>平面図</u> 、 <u>立面図</u>
	建築物等の用途の変更 (*2)	<u>位置図</u> 、 <u>配置図</u> 、 <u>緑化施設平面図</u> 及び <u>緑化施設適合証明通知書</u> (*5)、 <u>平面図</u> 、 <u>立面図</u>
	建築物等の形態又は意匠の変更 (*3)	<u>位置図</u> 、 <u>配置図</u> 、 <u>立面図</u>
B	緑地保全区域内での木竹の伐採 (*4)	① 許可不要の場合：許可不要を証する書類、 <u>位置図</u> 、 <u>区域図</u> 、 <u>施工図</u> ② 許可を要し、Aの行為も伴う場合：許可書及び添付書類(写し)

備考

- *1 確認申請を伴わない増築等も含まれます。
- *2 「地区整備計画」で「建築物の用途の制限」が定められている場合のみ届出が必要です。
- *3 「地区整備計画」で「建築物等の形態又は意匠の制限」が定められている場合のみ届出が必要です。
- *4 「地区整備計画」で「樹林地等の保全に関する事項」が定められている場合のみ届出が必要です。
Aの行為を伴わず、許可行為のみの場合は、環境創造局みどりアップ推進課での手続のみとなります。
- *5 緑化施設平面図は、「地区整備計画」で「建築物の緑化率の最低限度」が定められている場合のみ必要です。
- *6 「地区整備計画」に定められている項目に応じ、諸元表、求積図、求積表等の提出もお願いします。
.....で示された図書は、法律により添付することが定められています。また、立面図は2面以上必要です。

問い合わせ先: 都市整備局地域まちづくり部地域まちづくり課

- 鶴見、神奈川、西、中、南、港南、保土ヶ谷、旭、磯子、金沢、港北、緑、都筑、戸塚、栄、泉、瀬谷の各区※ → 都市整備局地域まちづくり課 045-671-2667
- 青葉区 → 青葉区区政推進課 045-978-2217

※下記地区については、担当課が異なります。

- 「関内・関外周辺地区」、「新横浜駅周辺地区」→ 都市整備局都心再生課 045-671-2673
- 「横浜駅周辺地区」、「京浜臨海部地区」→ 都市整備局横浜駅・みなとみらい推進課 045-671-2693
- 「みなとみらい21地区」→ 都市整備局横浜駅・みなとみらい推進課 045-671-3516
- 「鶴見潮田・本町通街並み誘導地区」→ 都市整備局防災まちづくり推進課 045-671-3664